

中間貯蔵施設に係る異常時における連絡要綱

中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書（以下「協定書」という。）第7条の規定に基づきこの要綱を定める。

第1 連絡事項

福島県内において生じた除去土壌等の中間貯蔵施設に関して、環境省は、福島県、大熊町及び双葉町に対し、次の表の左欄に掲げる協定書第7条第1項の各号に掲げる事項（以下「連絡事項」という。）が発生したときは、同表の右欄に掲げる補足事項を勘案し、直ちに連絡するものとする。

連絡事項	補足事項
(1) 環境放射能等のモニタリングにおいて、放射線量等の異常を検出したとき。	「放射線量等の異常」とは、放射線量等の有意な上昇をいう。
(2) 中間貯蔵施設の敷地内において、火災又は重大な故障が発生したとき。	「重大な故障」とは、土壌貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設、受入・分別施設、減容化施設又はこれらの附帯施設の事故等による破損又は機能の停止をいう。
(3) 中間貯蔵施設への除去土壌等の収集及び運搬に当たって中間貯蔵施設の周辺地域で事故（軽微なものを除く。）があったとき。	「軽微なもの」とは、除去土壌等の漏えいを伴わない他の車両等との接触事故をいう。
(4) 中間貯蔵施設の建設及び管理運営の際、除去土壌等又はこれによって汚染されたものが中間貯蔵施設の敷地外に漏えいしたとき。	「漏えい」とは、強風等の自然災害又は人為による漏えいをいう。
(5) 中間貯蔵施設に関し人の障害（放射線以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。	「放射線以外の障害であって軽微なもの」とは、作業員の切り傷・擦り傷等の軽微な障害をいう。
(6) (1)～(5)のほか、中間貯蔵施設の敷地内で起きた事故であって中間貯蔵施設の周辺地域の住民に不安を与えるおそれがあるとき。	

第2 連絡方法

1. 環境省は、電話、ファクシミリ又は電子メール（以下「電話等」という。）により、確実に連絡を行うものとする。
2. 地震等の影響による通信の遮断により電話等による連絡ができないときは、環境省は、防災関係機関等への伝達要請等により、確実に情報提供を行うものとする。

第3 連絡体制

1. 環境省、福島県、大熊町及び双葉町は、それぞれ連絡送信簿又は受信簿を備え付け、連絡責任者を指名し、送信者又は受信者を選任し、これら及び連絡先（電話番号、ファクシミリの番号及び電子メールアドレスをいう。以下同じ。）を相互に通知しておくものとする。
2. 環境省、福島県、大熊町及び双葉町は、連絡責任者、送信者若しくは受信者又は連絡先を変更した場合は、遅滞なくその相手方に通知するものとする。

第4 連絡内容

1. 環境省は、連絡事項が発生したときは、次の事項について直ちに連絡するものとする。
 - (1) 連絡事項の件名
 - (2) 発生場所
 - (3) 発生日時
 - (4) 発生時の状況
2. 環境省は、連絡事項に対して応急措置を講じた場合は、速やかにその内容を連絡するものとする。
3. 環境省は、連絡事項に対して講じた措置について、逐次連絡するものとする。

第5 その他

1. この要綱に定める連絡の事務は、環境省東北地方環境事務所福島環境再生事務所が行う。
2. この要綱に定めるもののほか、異常時における連絡に関して必要な事項及びこの要綱に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年3月6日から実施する。